

Innovation Nippon シンポジウム・シリーズ 第3回  
オープン・データ・ポータル成功とライセンスング：実務課題をどう解くか



日 時：2013年12月20日（金）17時～19時

会 場：国際大学グローバル・コミュニケーション・センター  
（東京都港区六本木6-15-21 ハークス六本木ビル2F）

登壇者：鈴木 太郎

横浜市議会議員・自民党

井上由里子

一橋大学 国際企業戦略研究科 教授

池田 安克

青森県商工労働部 新産業創造課 情報産業振興グループ 主査

モデレータ：渡辺 智暁

GLOCOM 主幹研究員

オープン・ナレッジ・ファウンデーション・ジャパン共同創設者

コモンズフィア常務理事

開催趣旨：

国の試行版オープン・データ・カタログのローンチも近づきつつある中、データのオープン化に関する実務的ノウハウの共有が重要性を増している。例えばデータの利用条件は、自由で簡便な利用条件を望む利用者側と、不測の事態に備えて厳しい制約条件を課したい場合がある提供者側との意向がズレることがある点である。日本でも既に先進的な自治体や省庁による取り組みが存在していることを踏まえ、本シンポジウムでは著作権やライセンスング、利用条件の設定を中心に、データの提供と利用を最大限成功させるための課題と解決策を論じる。

渡辺：



本日ご登壇いただきます3名の方をご紹介致します。

鈴木太郎先生には、政治の立場からオープンデータをどう見ているかと横浜の文脈を踏まえたお話しをしていただきます。

池田安克様には、青森県で行っている観光用の動画データなどをオープンな形で提供するにあたっての課題などを話していただきます。

知財がご専門の法学者でいらっしゃいます井上由里子先生には、最近のオープンデータの動向などを話していただきます。また、情報通信白書のオープンデータ化に際しての具体的なライセンスの表示方法や使いやすさ、著作権に関する誤解・侵害を生まないような形でオープンデータを進めるための課題をお話しいただけたらと思います。

## 各登壇者の講演

鈴木氏：



### ■オープンデータ利活用推進に向けた地方議会の役割

地方議会の機能は、基本的には条例の制定と予算の決定で、その他、政策の大まかな方向性を決めることです。自治体が行っているオープンデータは、大きな推進力がないと進まないという印象を受けおり、議会の立場からアナウンスメント効果を打ち出していくことが重要だと思っています。

### ■横浜市におけるオープンデータの取り組み

横浜市における取り組みの特色は、「横浜オープンデータソリューション発展委員会」という民間セクター主導であることです。平成 24 年度までは、横浜市行政としてのオープンデータに取り組む方向性や体制が不明確で、ゲリラ的に民間をサポートして参りましたが、自治体の政策として進めるためには、メインストリームに載せなければならず、そのために議会の力を働かせようと考えました。

私は今年度、ゲリラ的な活動を担っていた横浜市の政策局と総務局・財政局を主管する議会側の委員長となりましたが、委員会発足時に年間テーマとして、「オープンデータの推進」を宣言し、推進体制の明確化を提案しました。また、政府 CIO との会談や鯖江市への訪問、IT 企業の視察など、市議会として精力的にオープンデータ推進の活動に取り組んできました。

### ■自治体におけるオープンデータ推進の意義

オープンデータは、それによって何を実現するかが重要だと思います。「電子行政オープンデータ戦略」の中でも、意義や目的等が明確にされております。その中で、行政の透明性の向上、国民参加などが言われておりますが、それに加えて、経済の活性化、行政の仕事のやり方の変革にオープンデータを活用していくべきではないかと考えております。

経済の活性化というのは、二つあると思います。一つは、IT 企業のビジネスをどれだけ拡大できるかということで、もう一つは既存産業の中で情報活用し新たなビジネスを生み出していくことです。それらに、オープンデータをどのように活用できるか、期待しております。

また、行政の ICT の活用については、民間の柔軟な発想でサービスを作ってもらった方が良いものが生まれるのではないかと考えています。役割分担を変えて、行政がデータを出し、民間のほしいものを民間の発想で作ればもっといいサービス、キラーアプリが出てくると思います。

行政内部の業務プロセス改善については、すべての業務をオープンデータ・ベースで行い、情報系のシステムだけではなく業務系のプロセスと連携すると現場の仕事は大分変わるのではないかと考えています。無駄なプロセスを排除していけるような形への改善、行政サービスのイノベーションというのをオープンデータで期待しています。

池田氏：

### ■「あおり映像コンテンツプロモーション」の概要と背景・課題

「あおり映像コンテンツプロモーション」とは、青森県職員が撮影した映像を、県が著作権を持ち、管理・蓄積・公開して、広く利用していただくことによって、青森県の効果的なPRにつなげるという事業です。これまでにAMD アワード、グッドデザイン賞、オープンデータ流通推進コンソーシアム優秀賞等を受賞しています。現在、「あおり映像素材ライブラリー」で、自然、食、文化、交通等、約150種類、4000コンテンツを公開中です。テレビ等において素材としての利用を想定しているため、1本10～30秒程度の長さです。



これまでに県が作成した広報番組の多くは、県に著作権がなかったとか、著作権の所在が分からない等の理由で二次利用が困難であったために、映像を職員が自ら撮影し、県が著作権を持つ映像資産として蓄積し、公開を開始しました。

課題もあります。人間的・予算的に、コンテンツを増やすことや映像の差し替え、コンテンツの利用促進活動が難しいことです。これはオープンデータ全般に言える課題だと思います。

### ■「観光クラウド」の概要と課題

もう一つ、青森県の取り組みとして、「観光クラウド」があります。2010年の東北新幹線全線開業に向け、観光情報サイトをリニューアルし、市町村等が持っている観光情報を集約し、その内容をオープンデータとして参照できるデータベースが「観光クラウド」です。それを民間企業の方が使って新たなサービスを提供し、県民・観光客の利便性を向上させようとするというものです。

課題は、情報源である市町村の担当者の意識の違いによって、情報のレベルに差が生じることです。データを出す側の意識の問題という意味では、オープンデータにも通じる課題だと思います。

これらの取り組みをやってきた中で、共通して言えるのは担当者がオープンデータという意識はなく、結果的にやっていたことが、オープンデータだったということです。

### ■ 青森県庁における今の取り組み

青森県庁内の役割分担としては、企画政策部の情報システム課では、平成26年度を目途に、オープンデータ化に対する基本的な取り組み方針「青森県オープンデータ戦略(仮称)」を取りまとめる予定です。

一方、商工労働部新産業創造課では、民間のオープンデータ利活用による情報産業振興という役割を担っています。県内IT企業のオープンデータ利活用を可能にするため、「新時代ITビジネス研究会」を立ち上げ、そこに「オープンデータ活用検討部会」を設置しました。事前準備で、オープンデータの候補やオープンデータ化の問題点などの洗い出しを行いましたところ、オープンデータ化できそうなものが沢山あることや、著作権云々の前に職員がオープンデータを分かっていないことが一番の問題であることなどが分かりました。

来年1月には「オープンデータ活用推進フォーラム」を予定しており、また、2月に国際オープンデータ・デイへ青森県として参加を検討しております。

オープンデータの活用先進事例を確立し、利活用を普及啓発していこうというのが今の動きです。

井上氏：

### ■ 公共データの二次利用における著作権問題と対応策

国や自治体が著作権を持つ公共データを第三者が二次利用するとき問題になるのは、著作権の権利処理にかかる取引コストです。

公共データの中には、文章、図、写真、イラストなどの著作権を持つものと、数値データや簡単なグラフなどの著作物ではないものがありますが、公共データは行政の日々の手続きの中で生み出されていくデータが主であり、著作権という創作へのインセンティブは必要なく、著作権で保護する根拠はないとも考えられます。アメリカでは、連邦政府の著作物には著作権上の保護はありません。日本では政府作成の著作物にも例外的なものを除いて著作権が存在するため、著作権処理のための何らかの方策が必要です。

まず、国や自治体の著作権放棄ということが考えられますが、国有財産法、地方自治法などの関係などから、権利放棄が適切かという疑問が出てきます。

他には、二次利用促進のためのパブリック・ライセンスを採用し、オンライン処理する方法が考えられます。オープンデータ戦略の為の理想的なライセンスの条件として、OECD 勧告を参照しますと、改変自由、商用利用可能、非排他的ライセンス・非差別的条件、原則無償、標準化・相互接続性の確保、機械判読可能性等が挙げられようかと思えます。

### ■ クリエイティブ・コモンズの可能性と課題

オープンデータが進んでいる諸外国で積極的に採用されているライセンスとして、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスが目をひきます。イギリスやフランス等、独自のライセンスを作っているところもありますが、基本的にはCC BYに相当するものであるとうたっており、CC BYが先ほどの理想的なライセンスに近いものではないかと考えられます。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは、著作権があることを前提に、一定の条件を守れば自由に作品を使えるというもので、そのうちCC BYは、出典さえ表示すれば、自由に使えるというものです。また、機械判読可能性、オンライン処理可能という点でも、オープンデータ戦略には適合的と考えられます。

懸念される点としては、著作権についてのライセンスであるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを、元々著作物性のない気象データ、数値データなどの公共データなどに使うと、それらのデータもあたかも著作物であるかのように誤解を与えかねないということです。著作権の有無をあらかじめ明示することは現実には難しいので、著作物性の有無にあまりこだわらずに全てCC BYを付けていいのではとの考え方もあります。

### ■ 第三者が権利を有する情報の扱いに関する問題と対応策

次に、第三者が権利を有する情報の扱いです。私は、昨年通信白書のオープンデータ化に携わりましたが、第三者が寄稿した文章の記述については、必ずしも二次利用のための著作権処理が済んでいるとはかぎりません。本来は二次利用についても第三者の権利処理を行った後に、オープンデータ化することが望ましいのですが、それが難しい場合、第三者の権利がありそうなものはその部分を明示し、あと

は利用者の責任で権利処理をしていただくという方策しか現実的にはとれないと思います。もっとも、これから作成するデータについては、あらかじめ第三者の権利について二次利用も含めて権利処理をしておくという方向に向かうと思います。

また、個別法による利用制約がある公共データの扱いについては、著作権の許諾を与えられても自由には利用できないので、どのような個別法があるかをわかりやすく表示しておく工夫も必要です。

## ■ 二次利用によって問題が生じた場合の国・自治体の責任

三つ目は、二次利用により問題が生じた場合の国・自治体の責任についてです。具体的には、利用者が第三者の権利を侵害した場合や、データの誤りにより利用者・社会に損害を与えた場合、利用者が悪意で利用したり改ざんした場合等の国や自治体の責任です。

まず第三者の権利侵害については、利用者にデータの中に第三者の権利が含まれているかもしれないという注意喚起や、利用規約に、データの誤りによって損害が生じた場合の責任は無保証であるという文面を入れておけば、特段の事情のないかぎり、国等が責任を負うことはないと考えられます。

利用者が悪意でデータを改ざんし利用するなどした場合、国がそれを止められるかという問題については、利用規約で公序良俗に反する利用を禁じておくことが考えられますが、クリエイティブ・コモンズとの互換性を確保するということから考えるとそれは難しそうです。

## ■ 公共データのオープン化推進のために

最後に、公共データのオープンデータ化を進めるためにはどうすべきかということですが、まず、現在 HP などで公開されている公共データについては、CC-BY のような二次利用を広く認めるライセンスをデフォルトにすべきだと思います。現在の府省の HP では利用規約で二次利用を制約しているものが多いのですが、現在 HP 上で公開されているデータで二次利用を制約せねばならないようなものは実際ほとんどないと考えられ、二次利用を可能とするオープンデータ化をデフォルトとしても問題ないだろうと考えられます。

問題は、今はまだ公開されていないが、非常に利活用の価値があるような情報です。その中にはセンシティブな情報があり、行政側ではオープンデータ化に躊躇を覚えることもあるようです。データの性質によっては、もう少し制約のかかった利用規約・ライセンスで公開することも考えるべきだと思います。これらは今後の検討課題ですただ、その場合でも、国や自治体が、漠然とした不安から、二次利用を過度に制約する利用規約を選択することがないように、制約の強い利用規約を採用するのは具体的で明確な理由があるものに限るべきでしょう。



## パネル討論



渡辺：

鈴木先生、コメントをお願いします。

鈴木氏：



自治体としては、オープンデータがどれだけの利用が進むのかというのが最終的なポイントになってくると思います。様々なリスクを排除しながら、どのようにして利活用を進められるかということをお示唆頂けたらありがたいと思います。

渡辺：

今日のお話を通して、どうやって利活用を推進するかというのが一つの課題だと思いました。

また、鈴木先生も池田様も指摘されたようにどうやってデータを出す側（行政側）の意識を高めていくかということも重要な課題だと思いました。

海外では、行政職員の中にキーマンがいたことや、トップがリーダーシップを発揮して、行政に声をかけたり宣言をすることが後押しになったことがあったそうです。日本も同じような事情があるのではないかと思います。

大きな枠組みとして考えると、データと利活用は、鶏と卵のような関係があり、利活用がないと行政側の方はデータを出すことに抵抗が高まり、利活用が先にあれば、それならデータを出してみようと試してみる人が出てくると思うのですが、今はまだまだフロントランナーが頑張っているというのが日本の状況で、そこを牽引していくのはなかなか難しいのではないかと思いますというのが私のコメントです。

池田氏：

私どもの方では、利活用という立場に近いセクションにいますが、利活用したいので各課にまわりこのデータを出してほしいと言うと構えられます。なぜなら、自身の業務量が増えるからです。著作権云々の前にまずはリテラシーからではないかという印象を持ちました。

反面、本県には、情報公開条例というのがあり、指針やルールなどが決まり、やらざるえない状況があれば、間違いなく出てくるのではないかと、という考えも持っています。

井上氏：

各府省さんが心配されるのは業務負担が増えるということ。それに加えてリスクについての責任問題です。何か大変な問題が生じたら、その責任を問われるのはデータホルダー側だという意識があります。責任感を持って考えれば考えるほど、思考が袋小路に入るところがあります。そのようなマインドセットを変えてもらわなければならないのですが、政治的なリーダーシップがないと、そう簡単には変らないのではないかと思います。

渡辺：



昨日開催された、オープンデータ流通推進コンソーシアムのデータガバナンス委員会で、日本全体のオープンデータのライセンスが、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスと互換性が低い独自ライセンスになるのではと感じさせる議論がありました。

そうやって意識を持ってもらうというフェーズがあるとすると、次にどういう条件でデータを利用してもらうかという条件設定は、まじめに考える人ほど、自由にやらせるのはまずいと考えがちではないかと思います。日本の行政の中には、まじめで責任を回避することに熱心な人が多いのではないかとこの心配があります。そうすると、最初は慎重に進めようとして使いづらい条件でデータが提供されて、利用が縮小してしまうという負のスパイラルに陥るのではという心配がありますがどうでしょうか。

池田氏：

そうだと思います。

行政というのは、まだまだ縦割りの構造があります。オープンデータの良い点は、データ同士を組み合わせることで価値を高められるところですが、自分の出したデータが他の課の手柄になることをよしとするかという課題があります。

単純にオープンデータ化することによるプラスの話だけでは難しい部分があるのではないかと思います。



渡辺：

国のオープンデータ化を議論するオープンデータ実務者会議でも、いかにインセンティブを付けて官庁の方々にデータを出してもらうかという議論が出ています。

もう一つ鈴木先生のお話の中で、ゆくゆくは組織の中の業務プロセスが変わり、データを出すコストが低くなるというのが理想で、それは、日頃の業務でデータを効率的に使えることが重要というご意見がありました。課題は非常に大きく、進め方は難しいですが、中長期的には大きな効果が出やすいところで、目標としては非常に重要だと思いました。



## 質疑応答

質問者：

発展途上国でもオープンデータ化が進んでおり、同じような問題が発展途上国でも起こっていますが、良い事例が出てこないがために、政府の動きが鈍いのが現状です。

そこで、1つ目は、面白い事例があればお聞かせください。

2つ目は行政プロセスの改善です。官僚組織はどこの国でも変革を嫌いますが、行政の業務変革をどのように進めていくのかということコメントいただければと思います。

池田氏：

先ほどもご説明をしましたが、本人はオープンデータだと思っていなくても、オープンデータとして公開しているというものが観光クラウドだったりします。それは民間サイドの方が観光情報と地図情報を合わせて、WEB ルートマップというのを作られたというのが、私にとっては面白い事例でした。

今回提供されているデータは商用利用不可のため、無償で提供されておりますが、お金を取って大丈夫なのであれば、新しいビジネスとして成立するだけのものがあると考えています。今後、同じような組み合わせで新しいことができれば産業振興につながるのではないかと考え、今、どういう使い方が出てくるか、必要なデータを出してくれと言えるような体制を整えるために勉強会をやっています。

渡辺：



オープンデータに関して、商業利用を含めて利用促進するというのは、各国との協議がありますし、経済効果についてはびっくりするような数字もあり、いろいろな国、自治体で経済効果を期待されている部分があります。一方で難しいのは、経済効果の捕捉は簡単ではない、利用例を集めるのは難しい点です。特にBtoBで使われる社内のマーケティングで使われる等の場合は、外部からはなかなか見えません。BtoBの市場は、BtoCに比べて大きいと思うのですが、そこで人々を納得させるような事例を拾っていくという地道な活動が今後の一つの課題になると思います。

もう一つは、イギリスが始めたインキュベーションのようなことを日本もやるかどうかということが政策の大きな 이슈になってくると思います。またはベンチャー投資のような形でファウンディングを提供するかどうかです。そこも政府がどこまでやるべきで、民間がどれだけやれるかというのはいろいろな考え方があると思います。

質問者：

以前、鳥取県庁で、情報公開をしたデータの中に機微情報が出てきて訴訟沙汰になり、公開したものを非公開にしろという判決となりました。オープンデータの話というのは、心理的な制約のようなものがあると思いますが、そこは判例が積み重なり、機微性の部分が明確になってくることで少しずつよくなっていくのでしょうか。

井上氏：

情報公開法関連は私の専門ではありませんが、今、問題になっているパーソナルデータについて、判例の積み重ねを待っていたのでは時間がかかりすぎるため、ガイドラインのようなものを作ることが必要だと思っています。まず、簡単に二次利用させるべきでないという種類の情報を示したうえで、他方でそうでないものは出していこうと訴えかけることが必要だと思います。

OECDが2008年に出したオープンデータ関連の勧告を見ると、公共データに関して、国の安全保障や個人情報・プライバシー、第三者の著作権・肖像権が関係するものについては、当然別扱いになるということが書いてあります。データによってオープン化の有無、程度が異なることを明確化することが求められていると思います。

渡辺：

同じようなイシューとして、ナショナルセキュリティというのが、今後大きく出てくると思います。

質問者：

今の件にも関連する質問ですが、普段取材をして疑問に思っているのは、誰がその情報を出すかどうかの権限を持っているかということです。

そもそもガイドラインは誰が作るべきものかについて聞かせていただきたいのと、各自治体から出てくるのはサマライズデータでPDFされたものが多いのですが、生データも出そうという議論はなされているのでしょうか。

池田氏：

データを出す担当課に聞いたところ、出せるものは出したいという意識はありますが、生データに近くなればなるほど、量的に多くなり、物理的に出せないという部分もあり、費用対効果も考えながら、どこから出そうかという議論をしているところです。

井上氏：

誰がオープンにするかというのは、データを管理している各府省ということになりますが、国としてはIT戦略本部がオープンデータ戦略を進めており、ガイドラインやロードマップを作成しています。そのロードマップでは平成27年度末までに先進国と同等のオープンデータ化を実現しようとなっていますが、その中でわかりやすく統一的なルールの下でのデータ公開が求められることになっています。ただ、データを管理している各府省にデータを出させる法律的な根拠があるわけではないので、そこが難しいところです。

渡辺：

他の国でも法改正を行わず、オープンデータを進めるところが多いです。トップが変わることで終わってしまうのではないかという不安があります。

当面どうするかというと、CIOから圧力をかける。また、利用条件を厳しく設定しようとする情報については、オープンデータ実務者会議の下にあるルール普及等ワーキンググループで、懸念される理由を具

体的に明示し、そこで議論・判断してもらったうえで、もう一度交渉してみようと考えています。法的拘束力まだありませんが、圧力のかけ方をいろいろ考えているところです。

それから、国、行政の持っているデータは、オープンバイデフォルトであるということが方針として決まっているので、原則としてそうならなければなりません。

質問者：

諸外国と比べて日本では、生データを出すことに対する心理的な差が大きいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

池田氏：

個人情報保護法、情報公開法などと照合して、それらに抵触しないデータは出すことはできますが、オープンデータに関するリテラシーが庁内でもまだまだ低く、どこまで出すかという議論には至っておらず、実際にオープンデータを出すことになって初めて議論することになると思います。そこでも費用対効果を考えて出していくことになると思いますが、優先度については議論が必要であると思います。

質問者：

オープンデータの利活用推進を考えた時に、民間であれば、金銭的価値がモチベーションになると思いますが、政府のデータを出すとなると、利活用による成果のイメージや、それを実現するスキルがそろってないと踏み切れないと思います。地域社会でそのようなマインドを持っている人たちとどのように連携を進めていけばよいか教えてください。

池田氏：

それを探るために新時代 IT ビジネス研究会を立ち上げ、その柱の一つとしてオープンデータ活用検討部会というのを立ち上げ活用を検討しております。残念ながら2カ年の事業であるため、民間主導による推進について、今模索しています。時間をかけてやらなければならないところと、今すぐやれるところを切り分けながら、連携を軸に行っているところです。



井上氏：

先進的な利活用の事例を増やしていくことは、非常に重要なことで、総務省や経産省を始め、各府省で先進的活用事例を増やしていこうという動きがあります。また、私も関わっているオープンデータ流通推進コンソーシアムでも様々なイベントを行っていますが、まだまだ広がり足りず、世間一般の認識は低いと思います。

渡辺：

日本では、民間から応援する、旗を振るといった人が少ないと思って、オープンナレッジファウンテーションを立ち上げました。振り返ると非常にうまくっており、民間の成長は予想を遙かにこえているという感じを受けます。

しかし、みんな知っているかというところではないので、ここにいらっしゃるアーリーアダプタの方がこれから裾野を広げてくださることを期待しております。

質問者：

私は、セキュリティ関係の仕事を行っていますが、機微データは十分気を付けてもらいたいということです。1つ1つは機微データでなくても3つ集まると機微データになることがあるからです。生データを出す時はそこが重要なのではないかと考えております。

質問ですが、先ほどの池田さんの話を聞いていても感じたのは、キーマンがいなくなった時にどうなるかというのに不安があります。投資対効果をきちんと出して首長に突き付けていくような仕組みを作ることが必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

池田氏：

私どもがやっている事業は、県の重点事業となっているので、必ず結果を出すことを求められ、かつその結果はHP上で公表されるので、何らかの結果を残さなければなりません。

目標については、今の段階では数値的な目標でどうだと言える状況ではありませんが、最終的にはそこまで考えていく必要があるかと思えます。

渡辺氏：

今、イノベーションニッポンのプロジェクトで、経済効果に関する推計のレビューをやっていますが、オープンデータというのは新しい分野ですので、ベースになるデータがなく、精度が高い推計がない、というのが答えになってしまいます。

ただ、事例を積み上げていくことで、解決していく部分もあると思います。

学問ですべて全部埋めつくせる分野ではないというのが私の感触です。



質問者：

鈴木先生も言われていましたが地域の情報化が進む、地元の企業がうまくいろいろな面で入り込める仕組みづくりができれば、オープンデータの効果であると考えられ、またそういう方向に行かなければならないと思っています。

また、井上先生に伺いたいのですが、クリエイティブ・コモンズでうまくいくのでしょうか。

井上氏：

クリエイティブ・コモンズについては、オープンデータ戦略に関わりはじめてから、リーガルのドキ

コメントなどを読ませていただくようになりました。

クリエイティブ・コモンズというのは、今までのように著作権の禁止権を背景に利用させるかわりに対価を得るという発想とは全く真逆の発想で、著作権制度を前提としつつ、著作物の自由な利用を促進しようという試みです。「オープンネス」がこれまで以上に重要視されている今の時代では画期的な仕組みだと思いますし、世界的にもデファクトスタンダードになりつつあると思います。

しかし、オープンデータ戦略との関係では使い勝手がよくない部分があります。

特に先ほど紹介した情報通信白書のような文章、写真がたくさんある資料については、著作権があるのが基本ですのでクリエイティブ・コモンズ・ライセンスで処理するのが非常にうまくいく事例なのですが、公共データの中には、地理空間情報データや気象データ等のように、著作物ではない事実データも数多く含まれています。これらも含めて CC BY を付けるのはすっきりしません。CCBY をつけると、行政の方や利用者に、公共データのすべてに著作権があるかのように誤解されるおそれがあります。CC BY を採用すると、『著作権があるが、二次利用を許諾している』という形にも見えてしまうので良いのだろうかやや疑問に感じます。

しかし、だからといって独自ライセンスを作ってしまうと面倒なことも出てきますので、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスがデファクトになっていることを前提とすれば、CC BY を使うか、CCBY との互換性を維持することが大局的に見れば望ましいと思います。

個人的には、公共データについては、仮に著作物性があるデータでもパブリックドメインに置くこととし、その上で機微情報の利用条件などを別途考えていく、つまり、連邦政府の公共データに著作権の保護を与えないアメリカ方式がすっきりすると考えているのですが、これは実現が難しそうです。

渡辺：

日本のオープンデータにとって一番良いのは、『いかなる利も保有しない』という CC0 を使うことで、完全にパブリック・ドメインに置くことができます。しかし、今の政府の流れを見ていると CC0 も、CC BY も使わずにもっと厳しい条件になりそうなのが悩ましいところです。

会場に CC0 の日本語化なども含めクリエイティブ・コモンズ・ジャパンに携わっている水野さんがいらっしゃいますので、お話をお聞きしたいと思います。

水野氏：

クリエイティブ・コモンズ・ジャパンの水野です。

ライセンスの氾濫、互換性がないものの氾濫というのに危惧を覚えています。国際的なライセンスの標準化を重視すべきで、それがオープンデータという思想を広めていくのものと思っております。

先ほど井上先生が、著作物ではないものが著作物であるように間違っ認識されてしまう恐れがあることがクリエイティブ・コモンズを使う上での大きな障害になっているというご指摘がありましたが、実務を行っている身としては違和感があります。今の WEB サイトなどで©が付いているものがあります。その中に著作物性があるものは非常に少ないのですが、それに対して『著作権があると勘違いしてしまう』という指摘をする人は少ないのです。なのに、クリエイティブ・コモンズではその話がクローズアップされることに疑問に思っています。

あと1点、今の話とは関係ないのですが、地方自治体からオープンデータの利用規約作成を頼まれる

ことがあるのですが、その時に特に写真、肖像権の処理をどうするかについて、特に過去のものをどうすればよいのか教えてください。

井上氏：

CC を使ったときに「負のラベリング効果」が生まれるのでよくないということを申し上げましたが、CC だけではなく、ご指摘の©も同じです。著作権というものが万能のツールと思っている方がいます。どんな情報でも何も登録していなくても権利が発生して、どんな利用態様に対しても、差止め・損害賠償の請求ができる、そういう認識を持っている人が非常に多いです。例えば、典型的なのが地図です。完全に出来上がっている地図は一応著作物であって、著作権法上保護されますが、著作権の保護範囲は限定的であり、著作権侵害になるような利用も限られています。著作権は、一般の方にも名前はよく知られていますが、その内容まで知っている方は実は少なく、実際以上に肥大化した権利として捉えられてしまっているところがあります。オープンデータ戦略でCCを使うことは、肥大化しているイメージをさらに拡大しかねないので、『著作権のないデータもあるのだ』ということを強調し、少しでも肥大化傾向を減らしたいという趣旨です。

写真の肖像権についてですが、写真の著作権は国が持っていますが、肖像権は、写真の被写体である人物が持っていることとなります。したがって、この問題は、第三者が権利が公共データに含まれている場合の問題として整理できます。過去のデータについては、今さら第三者の権利について処理をするというのは不可能です。

実は、昨年、通信白書をオープンデータ化する際に、写真や文章を1つ1つ、第三者権利を洗い出し、その権利者が誰かを調べ、連絡をし、許諾が取るよう試みる、許諾の得られなかったものはリスト化する、ということをして過去5年分やってみましたが、無理だということが分かりました。

そうすると、大前提として、人の写っている写真であれば被写体の本人に肖像権があることがわかりますので、誰が権利をもっているかは利用者でもわかる、あとは利用者側の責任で権利処理をしてもらうという解決策しかないだろうということになりました。

これから作成される公共データについては、あらかじめ権利処理しておくこともできるだろうと思います。写真の場合は写真の著作権と、写っている人の肖像権の両方を処理しておく必要があることにも留意が必要です。

水野氏：

その場合の総務省の白書としてあげる場合の写真の処理としては、基本的には同意があるものしかネットに上げられないという理解なのでしょうか

井上氏：

公開については同意があるので、そこまではOKになっていますが、そのあと二次利用をすることについては同意を取っているわけではないので、二次利用する利用者が本人へ連絡を取り承諾を取る形にならないざるをえません。

渡辺：



まとめると、当面の課題としてあるのは、行政の方々も含めて関係者の理解を深めていくことが大事。利用者側についても、潜在的な利用者で、まだまだオープンデータについて知ってもらいたい人がいると思うのでそういう方々に知ってもらうことが一つ大きなところで、変な利用規約を作り利用者の便をそがないことがもう一つ大きな課題だと思います。